

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

2019年8月9日、厚生労働省は2019年度の地域別最低賃金について、各都道府県の改定額を公表しました。最低賃金制度とは、1959年に制定された最低賃金法にもとづき、国が賃金の最低限度を定め、雇い主は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金は、経済や社会の状況に応じて毎年改定が行われており、今年度は2019年7月31日に厚生労働省の中央最低賃金審議会が改定額の目安を提示し、それをもとに各都道府県の審議会での話し合いを経て決定しました。今回の改定により、今年度の最低賃金の全国平均額は、前年度から27円増加して901円(時給)となり、東京都と神奈川県では初めて1000円台に達しています。[表1]は、地域別最低賃金を高い順にまとめたものです。

なぜ国は法律をつくり、労働者の最低賃金を定める必要があるのでしょうか。それは、雇い主に対して弱い立場である労働者が、日本国憲法によって守られているからです。

[資料1] 日本国憲法(一部の条文)

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく( A )を受ける権利を有する。

第二七条 ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

第二八条 勤労者の( B )する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第25条～第28条では、人間が人間らしく生きる権利である社会権が保障されています。また、第27条2項にもとづいて、労働基準法や最低賃金法などの法律がつくられました。労働者の給料は、労働基準法によって、雇い主が毎月支払うことを義務づけています。また、最低賃金法によって、雇い主が最低賃金より低い金額で人を雇うことは禁じられており、違反した場合は罰金を支払わなくてはなりません。つまり、国が最低賃金を定めることは、すべての労働者に対して「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することであり、そのために必要な労働条件の改善を、国は憲法のもとに行っていかなければならないのです。

最低賃金の引き上げは、政府の方針も大きく影響<sup>えいきょう</sup>しています。[表2]は、最近10年間の最低賃金全国平均額の変化をまとめたものです。これを見ると、最低賃金は毎年着実に増加しています。また、2015年11月、安倍晋三首相は最低賃金を2016年以降、毎年3%程度ずつ引き上げて、当面の目標として全国平均額1000円を目指すことを表明しました。これにより、最低賃金に近い時給で働くパートやアルバイトなど非正規社員の待遇<sup>たいぐう</sup>を改善することや、国内の景気が良くなること<sup>②</sup>などが期待されています。

しかし、国による最低賃金の改定をめぐる<sup>ちが</sup>は、立場の違いによってさまざまな意見があります。今回の中央最低賃金審議会では、話し合いに参加した労働者側と経営者側のそれぞれの主張がかみ合わず、特に政府の引き上げ目標に対して、主に中小企業<sup>きぎょう</sup>の経営が成り立たなくなることを心配する経営者側の反発があり、結論がまとまるまでに15時間もかかりました。この審議会は労働者側と経営者側の対立が起こりやすく、毎年長時間の話し合いとなりますが、それでも過去3年間の審議会でかかった時間が7～10時間ほどであったことを考えると、今年<sup>③</sup>は経営者側の反発が特に強かったといえるでしょう。

また、地域別最低賃金には以前から大きな格差がみられ、地方に暮らす人たちの不満<sup>④</sup>は少なくありません。この不満は、地方の労働力人口(特に若い労働者)の減少へとつながり、それともなう少子高齢化<sup>こうれい</sup>の進展や、過疎・過密の地域差の拡大<sup>⑤</sup>など、地方社会を維持<sup>いじ</sup>していく点で大きな問題となっています。

[表1] 2019年度 地域別最低賃金(時給)

順	都道府県	金額
1	東京都	1013円
2	神奈川県	1011円
3	大阪府	964円
4	埼玉県, (ア)	926円
:	:	:
:	:	:
31	(イ)	798円
32	(ウ)	793円
33	青森県, 鳥取県, 佐賀県, 沖縄県など15県	790円

厚生労働省ホームページ発表資料より作成

[表2] 最低賃金全国平均額の変化

年度	金額	前年比
2010	730円	+2.38%
2011	737円	+0.96%
2012	749円	+1.63%
2013	764円	+2.00%
2014	780円	+2.09%
2015	798円	+2.31%
2016	823円	+3.13%
2017	848円	+3.04%
2018	874円	+3.07%
2019	901円	+3.09%

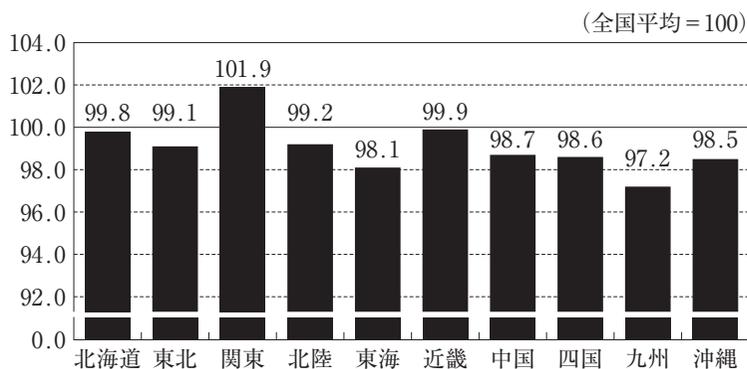
厚生労働省ホームページ発表資料より作成

問1 地図のア～ウの都道府県は、[表1]のア～ウに対応しています。都道府県名を答えなさい。



問2 [表1]を見てわかるように、最低賃金額は地域によって差がみられます。この差はどのようなことを反映して決められているか、[図1]を参考にして答えなさい。

[図1] 地方別消費者物価地域差指数(総合)



総務省統計局『2018年 小売物価統計調査(構造編)』

※この指数は、地域間の物価水準の違いをみることを目的として、各地域の物価水準を、全国の物価水準を100とした数値で示したものです。

問3 [資料1]のA・Bにあてはまる用語を次のア～カから選び、記号で答えなさい。

- ア 裁判           イ 生活保護           ウ 教育  
エ 団結           オ 納税               カ 労働

問4 下線部①について、国が日本国憲法のもとで弱い立場である労働者を守り、最低賃金を定めるのはなぜか、本文を参考にして答えなさい。

問5 下線部②について、最低賃金を引き上げると、なぜ国内の景気が良くなることが期待されるのか、自分で考えて答えなさい。

問6 下線部③について、今回の中央最低賃金審議会で、経営者側の反発が強まった理由を、近年の最低賃金の改定の動きに注目しながら説明しなさい。

問7 下線部④について、最低賃金の現状に関して、地方の人たちはさまざまな不満を抱<sup>いだ</sup>っています。その内容として[表3][資料2][資料3]からわかることを、それぞれ1つずつ答えなさい。

[表3] 最低賃金の変化〔上段：最低賃金，下段：東京都との差〕

	東京都	青森県	石川県	山口県	沖縄県
2011年度	837円	647円	687円	684円	645円
		-190	-150	-153	-192
2013年度	869円	665円	704円	701円	664円
		-204	-165	-168	-205
2015年度	907円	695円	735円	731円	693円
		-212	-172	-176	-214
2017年度	958円	738円	781円	777円	737円
		-220	-177	-181	-221
2019年度	1013円	790円	832円	829円	790円
		-223	-181	-184	-223

厚生労働省ホームページ発表資料より作成

[資料 2] 岩手県のある大学生の暮らしを<sup>しょうかい</sup>紹介する記事

時給は、岩手県の最低賃金762円より3円高い765円。一人暮らしで親からは家賃以外に仕送りがなく、アルバイト代の月約3万円をやりくりしながら、(略)日々をしのぐ。<sup>しょうがくきん</sup>奨学金返済に向けた貯金も、ほぼできない状況で、「東京などと同じ仕事をしているのに……」と気持ちは割り切れない。

『読売新聞』2019年8月1日、記事中の最低賃金は2018年度の金額

[資料 3] 中沢秀一・静岡県立大学短期大学部准教授が行った調査結果の紹介記事

最低限の生活を送るために必要な「最低生計費」を17道府県の2万人以上の労働者を対象に調査したところ、<sup>かんさん</sup>月換算した最低生計費は都心部とほとんど変わらなかった。地方では家賃が安い一方で、生活の足として車<sup>ひつす</sup>が必須で、<sup>か</sup>買い替えや維持の費用がかさむのが主な要因という。

『読売新聞』2019年8月1日

問 8 下線部⑤について、最低賃金の地域間格差により、地方で過疎が進行するのはなぜか、本文を参考に自分で考えて答えなさい。